

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第10条の2第3項の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第4条の規定に基づき、盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）に関する事業契約の内容を公表する。

平成25年10月28日

盛岡地区広域消防組合

管理者 谷 藤 裕 明

記

1 公共施設等の名称及び立地

本事業は、新たな防災活動拠点としての盛岡中央消防署新庁舎及び現庁舎の移転に伴い当該エリアの一部を管轄する（仮称）山岸出張所庁舎の整備を図るものである。

- ・盛岡中央消防署新庁舎：岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目127番26外
- ・（仮称）山岸出張所庁舎：岩手県盛岡市山岸六丁目269番2外

2 選定事業者の商号又は名称

岩手県盛岡市加賀野二丁目8番15号

盛岡地区消防PFIサービス株式会社 代表取締役 青 木 敏 久

3 公共施設等の整備等の内容

- ・盛岡中央消防署新庁舎の整備及び維持管理に係る業務
- ・（仮称）山岸出張所庁舎の整備及び維持管理に係る業務
- ・現盛岡中央消防署庁舎の解体撤去業務

4 契約期間

平成25年10月22日から平成48年3月31日まで

5 契約金額

4,898,696,394円（税込み）

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
事業契約書における以下の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行による契約終了)

第76条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、組合は、事業者に対して通知した上で、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本業務を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (4) 別紙7のモニタリングにより解除されるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、事業者がこの契約に違反し、組合が相当の期間をもって是正を催告しても是正されないとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（事業者が個人である場合はその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、組合が事

業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ク 基本協定書第7条第1項各号に該当する事由が生じたとき。

2 この契約締結以後本件施設の事業者から組合に対する引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、組合は、事業者に対して通知した上でこの契約を解除することができる。

(1) 事業者が、設計施工工程表に記載された着工予定日を過ぎても本件工事に着手せず、組合が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から組合に対して組合が満足すべき合理的説明がなされないとき。

(2) 設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき又は設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと認められるとき。

(引渡日前の解除)

第77条 この契約締結以後本件施設の事業者から組合に対する引渡日前において、前条によりこの契約が解除された場合、事業者は、組合に対して、施設整備費から割賦手数料を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

また、組合は、本件施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができるものとし、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、組合は、相殺後の残額を一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。

2 組合が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、組合は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、本件施設の建設の進捗程度から見て本敷地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、本敷地を原状(更地)回復するよう請求できる。係る場合においては、事業者が当該原状回復の費用を負担するものとする。

4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、組合は、事業者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した合理的な費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、組合の処分について異議を申し出ることができない。

5 第1項に従い組合が出来高部分の買受代金又は相殺後の残高を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

(引渡日以後の解除)

第78条 引渡日以後において、第76条により契約が解除された場合、組合は本施設の所有権を保持する。また、事業者は、当該解除が生じた年度の維持管理費に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として組合に対して支払うものとする。なお、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額に相当する金額及び当該終了の日ま

で履行された維持管理業務がある場合には、当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を一括又は解除前の支払スケジュールにより支払う。

- 2 維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷している場合、事業者は組合に対して必要な修繕費を支払うものとする。
- 3 第1項の違約金は、組合が違約金を超える損害を受けたときに違約金を超える損害金を事業者に請求することを妨げない。
- 4 第1項の違約金は、解除の時に解体撤去業務が完了していないときは、解体撤去費の金額の100分の10に相当する金額を増額する。
- 5 解除の時に解体撤去業務が完了していないときは、組合は出来高を検査し、解体撤去業務の出来高に相応する金額を支払うものとする。
- 6 第1項に従い組合が施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

（組合の債務不履行による契約終了）

第79条 組合が、この契約上の重要な義務に違反し、かつ、組合が事業者による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、又は組合の責めに帰すべき事由により事業者の本業務の履行が不能となった場合、事業者はこの契約を解除することができる。

- 2 前項により契約が解除された場合でも、本件施設が完成している場合には、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得するものとする。
- 3 第1項に基づきこの契約が終了した場合、組合は、事業者に対し、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。この場合においても、組合は、本件施設の引渡しが行われているときには、サービス対価のうち施設整備費の残額及び当該終了の日までに履行された維持管理業務がある場合には、当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高部分に相応する額に限り支払うものとする。本件施設が未完成である場合には、組合は通知を行った時点において出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得した上で、当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 4 組合が前項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

（組合による任意解除）

第80条 組合は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなくこの契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡

しが完了しているときには、組合は、本件施設の所有権を保持し、サービス対価のうち施設整備費に相当する部分及び当該解除の日までに履行された維持管理業務がある場合には、当該維持管理業務に係る部分（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。なお、本件施設が未完成である場合には、組合は通知を行った時点において出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を組合がすべて取得した上で、当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、組合は事業者に対して、当該解除により事業者が被った損害を賠償する。

- 2 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。
- 3 組合が第1項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

（法令変更による契約の終了）

第81条 第87条第2項の協議にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、組合が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、組合は、事業者と協議の上、この契約の全部を解除することができる。

- 2 前項によりこの契約が解除された場合において、本件施設が完成しているときは、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 3 本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、事業者がすでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、組合は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価（日割計算するものとする。）の未払額を事業者を支払うものとし、その支払方法については組合と事業者の協議により決するものとする。上記初期投資費用を組合が支払った場合、当該初期投資に係る物（清掃用具等を含むがこれに限らない。）の所有権は組合に移転するものとし、事業者は、組合による当該費用の支払と同時に当該物を引き渡す。
- 4 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。
- 5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

(不可抗力による契約終了)

第82条 第89条第2項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、組合は、事業者へ通知した上で、この契約の全部を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除されたときは、本件施設が完成している場合には、その所有権は組合に帰属するものとし、本件施設が未完成である場合には、組合は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上で、当該出来高分に相応する代金を事業者に対して一括又は解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。

3 本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは、組合は、サービス対価のうち施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、事業者がすでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、組合は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価(日割計算するものとする。)の未払額を事業者へ支払うものとし、その支払方法については組合と事業者の協議により決するものとする。上記初期投資費用を組合が支払った場合、当該初期投資に係る物(清掃用具等を含むがこれに限らない。)の所有権は組合に移転するものとし、事業者は、組合による当該費用の支払と同時に当該物を引き渡す。

4 解体撤去費の未払があるときは、組合はこれを支払うが、解体撤去業務が完了していないときは、出来高に相応する額に限り支払うものとする。

5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。

7 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約期間)

第75条 この契約は、この契約の本契約の締結日から効力を生じ、平成48年3月末日をもって終了する。

(事業関係終了に際しての処置)

第83条 事業者は、維持管理業務の終了に際し、本件施設が業務要求水準書に規定される水準等を満たしていることを確認し、業務を組合又は組合が指定する者に引き継がなければならない。また、事業者は、本件施設が要求水準を満たすよう必要な修繕を自らの費用で実施しなければならない。

2 事業者は、この契約が終了した場合において、本件施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設

物その他の物件（維持管理受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき組合の指示に従わなければならない。

3 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき組合の指示に従わないときは、組合は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、組合の処置について異議を申し出ることができず、また、組合が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。

4 事業者は、この契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、組合に対し、本件施設を維持管理するために必要な資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の負担）

第84条 業務終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、事業者がこれを負担する。